

## 随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

### 1 対象契約

令和元年度下半期（10月～3月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入，賃借，委託等）

### 2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

### 3 閲覧

財務課契約窓口でも閲覧に供しています。

### 4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

### 5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

## 随意契約一覧表

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和元年10月3日	バスロケーションシステム標識柱の更新	6,001,160	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年10月25日	高速鉄道烏丸線竹田車両基地自動火災報知設備	59,840,000	企画総務部 財務課	ホーチキ株式会社 京都支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年10月28日	東西線50系車両空調制御箱	40,095,000	企画総務部 財務課	菱電商事株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年10月28日	醍醐車庫車体洗浄装置制御部改修業務	6,985,000	企画総務部 財務課	丸中工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年11月15日	放送装置の車内案内モニター増設対応改造	38,038,000	企画総務部 財務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年11月22日	西大路御池駅出入口2屋根ガラス復旧工事	2,860,000	企画総務部 財務課	株式会社中藏	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
令和元年11月25日	バスロケーションシステム標識柱の更新	6,001,160	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年12月6日	高速鉄道烏丸線四条駅階段昇降機部分更新	18,315,000	企画総務部 財務課	株式会社Fujitaka 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年12月9日	高速鉄道烏丸線列車番号読取装置改良業務委託	79,200,000	企画総務部 財務課	大同信号株式会社 大阪支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年12月13日	クレジットIC化対応業務委託	12,674,200	企画総務部 財務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和元年12月24日	東西線50系車両用集電装置部品	8,078,400	企画総務部 財務課	東洋電機製造株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年1月7日	クレジットIC化対応業務委託(係員定期券発行機)	147,840,000	企画総務部 財務課	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
令和2年1月8日	東西線50系車両台車及び連結装置部品	10,620,808	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年1月8日	東西線50系車両台車用空気ばね(第09, 10, 11編成)	23,189,760	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年1月8日	東西線50系車両用車輪(第17編成)	25,425,840	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年1月8日	烏丸線10系車両台車装置及び連結装置部品(全重検用)	21,947,516	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年1月16日	高速鉄道東西線レール削正車点検整備業務	6,930,000	企画総務部 財務課	日鉄レールウェイテクノス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年1月22日	自動車運転計画等に伴うバス運行総合システム[実績収集系]改修作業(その1)	98,055,375	企画総務部 財務課	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和2年1月27日	バスロケーションシステム制御器購入及び入替	13,200,000	企画総務部 財務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年1月30日	東西線50系車両用車輪(第09編成)	44,758,560	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年1月31日	竹田車両基地車輪転削盤カッター駆動装置改修業務	26,070,000	企画総務部 財務課	川重商事株式会社 大阪支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年2月4日	即時計数付運賃箱購入	6,380,000	企画総務部 財務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

契 約 日	件 名	契約金額(税込) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和2年2月7日	自動車運転計画等に伴うバス運行総合システム [事務処理系]改修作業	40,460,200	企画総務部 財務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和2年2月18日	烏丸線10系車両用車輪(第19編成)	26,069,120	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年2月19日	東西線50系車両台車枠修繕業務	10,230,000	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年2月28日	駅登録マスタ変更(係員定期券発行機)改修業務委託	6,270,000	企画総務部 財務課	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年2月28日	高速鉄道烏丸線勧進橋変電所ほか更新工事に伴う電力管理設備ソフトウェア変更業務委託	20,900,000	企画総務部 財務課	株式会社明電舎 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年3月9日	烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下がりつり受座改造業務	7,665,020	企画総務部 財務課	住友商事株式会社 輸送機材事業部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和2年3月10日	高速鉄道東西線信号電源設備更新工事その3 (蹴上駅, 烏丸御池駅及び醍醐車庫)	491,700,000	企画総務部 財務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年10月3日
- 4 履行期間  
令和元年10月4日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号  
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,001,160円
- 7 契約内容  
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 8 随意契約の理由  
本業務は、バスロケーションシステム標識柱を更新するものである。  
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、  
詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者に公開されていないことから、  
上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道烏丸線竹田車両基地自動火災報知設備
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年10月25日
- 4 履行期間  
令和元年10月26日から令和2年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地  
ホーチキ株式会社京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
59,840,000円
- 7 契約内容  
自動火災報知設備の更新
- 8 随意契約の理由  
本装置は、竹田車両基地の火災を常時監視している装置であり、主な装置は感知器と受信機のシステムで構成されている。既存の装置から今回納入する装置へ入れ替える際には、竹田車両基地の防災機能を常に保ちながら、順次、実施しなければならない。そのためには、既存の防災システムと整合性のある装置への交換、高度な専門技術及び夜間の限られた時間内に実施するため迅速で適正な品質管理を必要とする。これは、既設装置を製作したメーカー以外には納入することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線 50 系車両空調制御箱
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年 10 月 28 日
- 4 履行期間  
令和元年 10 月 29 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区弁慶石町 5-1 菱電商事京都ビル 4F  
菱電商事株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
40,095,000 円
- 7 契約内容  
東西線 50 系車両空調制御箱の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線 50 系車両空調制御箱は、三菱電機株式会社が 50 系車両用に特別に設計、製作したものであり、三菱電機株式会社でなければ、機器の詳細がわからず製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項 第 号  
 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車両用電機部品の販売及び車両用機器の改造・修繕・点検整備に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
醍醐車庫車体洗浄装置制御部改修業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年10月28日
- 4 履行期間  
令和元年10月29日から令和2年3月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区加島3丁目16番127号  
丸中工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,985,000円
- 7 契約内容  
醍醐車庫車体洗浄装置制御部の改修
- 8 随意契約の理由  
本業務は、醍醐車庫の車体洗浄装置における制御部の改修業務を行うものであり、本装置を東西線50系車両用に特別に設計、製作した丸中工業株式会社以外では詳細を把握できず、本業務を実施することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
放送装置の車内案内モニター増設対応改造
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年11月15日
- 4 履行期間  
令和元年11月16日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区東天満2-6-5 I・S南森町ビル4階  
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）  
38,038,000円
- 7 契約内容  
車内案内モニター増設に伴う音声合成放送装置の映像出力改造
- 8 随意契約の理由  
本件は、車両後方に車内案内モニターを増設し、前方に設置している音声合成放送装置が表示する映像を映し出すため、既存の音声合成放送装置から映像の信号を出力させるための改造を行うもので、上記業者は、現在使用している音声合成放送装置の設計及び製作をしており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。また、音声合成放送装置は、運賃収受に係る他の機器とも連動しているため、既存のシステム等の機能に支障をきたさずに改造を行うことができるのは、詳細な技術情報を有する上記業者のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
西大路御池駅出入口2屋根ガラス復旧工事
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年11月22日
- 4 履行期間  
令和元年11月23日から令和2年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京池ノ内町24番地の12  
株式会社中藏
- 6 契約金額（税込み）  
2,860,000円
- 7 契約内容  
西大路御池駅出入口2上屋の屋根ガラスが破損したため、同材にて復旧を行う。
- 8 随意契約の理由  
令和元年11月10日に西大路御池駅出入口2の屋根ガラスが破損したため、旅客の安全確保の観点から、現在、当該出入口の利用を中止している状況である。  
復旧工事に当たっては、破損したガラスは特殊なガラスであり、即時のガラス交換ができないものの、先に破損したガラスを撤去し、仮屋根を設置する予定である。ただし、仮設屋根であるため、予想外の突風などにより飛散する可能性もあるため、早急な本復旧が必要である。  
当該箇所は多くの旅客が通行する駅出入口であり、旅客の安全確保を最優先し、かつ利便性を損なうことがあってはならないため、当該箇所の復旧に当たっては緊急に対応を行う必要があり、競争入札に付することができないため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
緊急を要するため、京都市入札有資格者名簿に登録されている複数者から見積書を徴

取し，見積価格を比較した結果，上記業者が最も低廉な見積価格であったため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年11月25日
- 4 履行期間  
令和元年11月26日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号  
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,001,160円（税込）
- 7 契約内容  
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 8 随意契約の理由  
本業務は、バスロケーションシステム標識柱を更新するものである。  
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者に公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道烏丸線四条駅階段昇降機部分更新
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年12月6日
- 4 履行期間  
令和元年12月7日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区東塩小路町606番地三旺京都駅前ビル7階  
株式会社Fujitaka関西支店
- 6 契約金額（税込み）  
18,315,000円
- 7 契約内容  
階段昇降機の部分更新
- 8 随意契約の理由  
本件は、高速鉄道烏丸線四条駅に設置している階段昇降機の老朽化に伴い、更新を実施するものである。ただし、既存の設備で損耗の激しい機器は交換するが、階段昇降機の一部の機器は使用が可能のため流用する。この既存設備の機器を流用した更新であるため、既設設備を製作・設置したメーカーである大同工業株式会社以外には更新機器を製作することはできない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
京都市内唯一の代理店であり、京都市内の据付及びその後の保守に関する唯一のメーカー指定業者であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道烏丸線列車番号読取装置改良業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年12月9日
- 4 履行期間  
令和元年12月10日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区三国本町二丁目1番3号  
大同信号株式会社大阪支店

- 6 契約金額（税込み）  
79,200,000円

- 7 契約内容  
列車番号読取装置の部品交換

- 8 随意契約の理由

本業務は、高速鉄道烏丸線の信号設備である列車番号読取装置のオーバーホール及び機器の改修を行うものである。

信号設備である列車番号読取装置は、信号保安システムを構成するうえで極めて重要な設備であり、現行信号保安システムとは密接不可分な関係にある。また、作業は営業終了後から初発までの短時間に行う必要があり、限られた時間内に作業を完了し、列車運行に支障のないことを確認する必要がある。

そのため、現行装置の設置状況及び機能、定格等を十分把握していることが必要不可欠となる。従って、本業務の作業が可能な者は、現行装置の製作、施工した上記業者に限られる。

- 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ

## 11 その他

## 随意契約締結結果書

### 1 件名

クレジット I C 化対応業務委託

### 2 契約担当課

企画総務部財務課

### 3 契約締結日

令和元年 12 月 13 日

### 4 履行期間

令和元年 12 月 14 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市福島区 3 丁目 14 番 24 号

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 大阪事業所

### 6 契約金額（税込み）

12,674,200 円

### 7 契約内容

割賦販売法改正に伴う決済処理の委託

### 8 随意契約の理由

本件は、割賦販売法の改正に伴い、クレジットカードの決済処理をセキュリティ性の高い外部システムに委託するものである。

対象のシステムは、既存のクレジットカード決済対応機器である係員定期券発行だけではなく、京都市交通局バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019 年度～2028 年度）にて、計画前半期での実現が検討されている、自動券売機にも対応できることが条件となる。

システムの一部である信用照会端末機は各駅の自動券売機に対応する必要があり、これを現時点で提供しているのは自動券売機の製作を行っているオムロンソーシアルソリューションズ株式会社のみである。

よって、係員定期券発行のみならず自動券売機への対応という条件を満たすのは上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項  
第 号

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ

11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両用集電装置部品
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和元年12月24日
- 4 履行期間  
令和元年12月25日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区角田町1番1号 東阪急ビル  
東洋電機製造株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
8,078,400円
- 7 契約内容  
東西線50系車両用集電装置部品の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の集電装置は東洋電機製造株式会社が50系車両用として特別に設計、製作したものであり、本部品は東洋電機製造株式会社以外の業者では製作できないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
クレジット I C 化対応業務委託(係員定期券発行機)
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和 2 年 1 月 7 日
- 4 履行期間  
令和 2 年 1 月 8 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区角田町 8 - 1  
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額(税込み)  
1 4 7, 8 4 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容  
割賦販売法改正に伴う定期券発行機の改修
- 8 随意契約の理由  
本業務は、割賦販売法の改正に対応するため、係員定期券発行機及び定期券サーバのソフトウェアを改修して、クレジットカード情報の処理方法の変更と、決済のルートを現状のクレジット会社との接続から、外部決済センタとの接続へ切り替えるものである。  
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システムの機能に支障を来さずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項 第 2 号  
 地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両台車及び連結装置部品
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年1月8日
- 4 履行期間  
令和2年1月9日から令和2年5月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
10,620,808円
- 7 契約内容  
東西線50系車両台車及び連結装置部品の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の台車及び連結装置部品は、日本製鉄株式会社が50系車両用に、特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、50系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車両部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両台車用空気ばね（第09，10，11編成）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年1月8日
- 4 履行期間  
令和2年1月9日から令和2年12月25日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
23,189,760円
- 7 契約内容  
東西線50系車両台車用空気ばねの購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の台車用空気ばねは，日本製鉄株式会社が50系車両用に，特別に設計及び製作したもので，日本製鉄株式会社以外の業者では，50系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は，京都市交通局の車両部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両用車輪（第17編成）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年1月8日
- 4 履行期間  
令和2年1月9日から令和2年10月9日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
25,425,840円
- 7 契約内容  
東西線50系車両車輪の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の車輪は、日本製鉄株式会社が50系車両用に、特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、50系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車両部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線 10 系車両台車装置及び連結装置部品（全重検用）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和 2 年 1 月 8 日
- 4 履行期間  
令和 2 年 1 月 9 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
21,947,516 円
- 7 契約内容  
烏丸線 10 系車両台車装置及び連結装置部品の購入
- 8 随意契約の理由  
烏丸線 10 系車両の台車装置及び連結装置は、日本製鉄株式会社が 10 系車両用に特別に設計、製作したものであり、本部品は、日本製鉄株式会社以外の業者では製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者が京都市交通局の車両部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

1 件名  
高速鉄道東西線レール削正車点検整備業務

2 契約担当課  
企画総務部財務課

3 契約締結日  
令和2年1月16日

4 履行期間  
令和2年1月17日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市此花区島屋5丁目1番109号  
日鉄レールウェイテクノス株式会社

6 契約金額（税込み）  
6,930,000円

7 契約内容  
東西線レール削正車の年次点検

8 随意契約の理由

本件は、高速鉄道東西線レール削正車の点検整備を行うものです。

本レール削正車は、ハラスコレール社（米国）製であり、国内でも数台しかなく、特殊な車両です。今回の点検整備業務を行うことができる業者は日本国内において唯一の代理店である上記の業者のみとなります。

以上の理由により、上記業者を指定するものです。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ

11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
自動車運転計画等に伴うバス運行総合システム[実績収集系] 改修作業（その1）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年1月22日
- 4 履行期間  
令和2年1月23日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号  
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社
- 6 契約金額（税込み）  
98,055,375円
- 7 契約内容  
自動車運転計画（令和2年3月実施）等に伴い、バス運行総合システム[実績収集系]の改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由  
本業務を実施するに当たっては、既存システムと共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した上記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生じるおそれがある。  
また、上記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
バスロケーションシステム制御器購入及び入替
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年1月27日
- 4 履行期間  
令和2年1月28日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号  
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
13,200,000円
- 7 契約内容  
バスロケーションシステム制御器購入及び入替
- 8 随意契約の理由  
本業務は、制御器の老朽化に伴い、既存システムが正確に稼働しない恐れがあるため、バスロケーションシステム制御器を購入し、入替するものである。  
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者に公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両用車輪（第09編成）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年1月30日
- 4 履行期間  
令和2年1月31日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
44,758,560円
- 7 契約内容  
東西線50系車両用車輪の購入
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の車輪は、日本製鉄株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では50系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車両部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
竹田車両基地車輪転削盤カッター駆動装置改修業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年1月31日
- 4 履行期間  
令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区曾根崎2丁目12番7号  
川重商事株式会社大阪支店
- 6 契約金額（税込み）  
26,070,000円
- 7 契約内容  
竹田車両基地車輪転削カッター駆動装置の改修
- 8 随意契約の理由  
竹田車両基地車輪転削盤は、烏丸線10系車両の運行で変形した車輪踏面を適正な形状に削正するもので、車両の安全運行に不可欠な装置である。そのため、本装置の改修には万全を期す必要がある。本装置は川崎エンジニアリング株式会社が烏丸線10系車両用に設計及び製作したものであり、本業務は川崎エンジニアリング株式会社の車輪転削盤の改修に関する継承会社である株式会社アサヤマでなければ、本装置の詳細が十分に把握できず業務を実施することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車輪転削盤に関する株式会社アサヤマの唯一の代理店であるため。



## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
即時計数付運賃箱購入
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年2月4日
- 4 履行期間  
令和2年2月5日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区東天満2-6-5 I・S南森町ビル4階  
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）  
6,380,000円
- 7 契約内容  
即時計数付運賃箱の購入
- 8 随意契約の理由  
当局で使用している運賃箱は、上記業者が当局用に製造したものである。現行の運賃箱と同様に磁気カード及びICカードの処理が可能であり、営業所に設置している解錠機で処理するには、現行の運賃箱及び解錠機の内容を把握している必要がある。セキュリティ等の関係上、内部構造及びソフト内容については、第三者に公開されておらず、上記の製造業者以外では、本件の履行が不可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
自動車運転計画等に伴うバス運行総合システム〔事務処理系〕改修作業
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年2月7日
- 4 履行期間  
令和2年2月8日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB  
日本ユニシス株式会社関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
40,460,200円
- 7 契約内容  
自動車運転計画（令和2年3月実施）等に伴い、バス運行総合システム〔事務処理系〕の改修作業を行う。
- 8 随意契約の理由  
本業務を実施するに当たっては、既存システムと共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した上記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生じるおそれがある。  
また、上記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記随意契約の理由による。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線10系車両用車輪（第19編成）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年2月18日
- 4 履行期間  
令和2年2月19日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
26,069,120円
- 7 契約内容  
烏丸線10系車両用車輪の購入
- 8 随意契約の理由  
烏丸線10系車両の車輪は、日本製鉄株式会社が10系車両用に、特別に設計及び製作したものであり、日本製鉄株式会社以外の業者では、10系車両の仕様に適合するものを製作することができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の車両部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
東西線50系車両台車枠修繕業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年2月19日
- 4 履行期間  
令和2年2月20日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
10,230,000円
- 7 契約内容  
東西線50系車両台車枠の修繕
- 8 随意契約の理由  
東西線50系車両の台車は、日本製鉄株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、本用品の詳細が十分に把握できず、業務を履行できない。そのため、台車枠修繕業務を確実に実施し、安全運行を確保するため、日本製鉄と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年2月28日
- 4 履行期間  
令和2年2月29日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区角田町8-1  
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
6,270,000円
- 7 契約内容  
係員定期券発行機の改修
- 8 随意契約の理由  
本業務は、係員定期券発行機のソフトウェア改修・試験調整と現地展開を行うものである。  
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道烏丸線勧進橋変電所ほか更新工事に伴う電力管理設備ソフトウェア変更業務委託
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年2月28日
- 4 履行期間  
令和2年2月29日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪府中央区瓦町4丁目2番14号  
株式会社明電舎 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
20,900,000円
- 7 契約内容  
電力管理設備の改修
- 8 随意契約の理由  
本業務は、鉄道運行のための変電所及び電気室電力設備の遠隔監視を行う電力管理設備におけるソフトウェアの改修及び試験調整を行うものである。  
本業務の遂行にあたり、変電所及び電気室へ影響を及ぼすことなく、また既存の機器及びシステム等の機能に支障をきたすことなくソフトウェアの改修を実施するためには、対象機器の設計及び製作を行った業者でなければ履行できない。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
随意契約を行う理由と同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年3月9日
- 4 履行期間  
令和2年3月10日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社輸送機材事業部
- 6 契約金額（税込み）  
7,665,020円
- 7 契約内容  
烏丸線10系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座の改造
- 8 随意契約の理由  
本業務は、烏丸線10系車両台車装置のブレーキ下ばりつり受座の改造を行うものである。  
烏丸線10系車両の台車装置は、日本製鉄株式会社が10系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項  
第 号  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果書

- 1 件名  
高速鉄道東西線信号電源設備更新工事その3（蹴上駅，烏丸御池駅及び醍醐車庫）
- 2 契約担当課  
企画総務部財務課
- 3 契約締結日  
令和2年3月10日
- 4 履行期間  
令和2年3月11日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区小松原町2番4号  
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
491,700,000円
- 7 契約内容  
信号電源設備の更新
- 8 随意契約の理由  
本工事は，上記工事場所の信号電源設備の老朽化にあたり，設備全体の更新を行うものである。  
本件については，一般競争入札（予定価格事後公表，令和2年2月21日開札，25日再開札）を実施したところ，予定価格を超過し，入札不成立であった。  
再度入札手続きを行う場合，業者決定までに1箇月から2箇月を要し，当初の予定工期内での施工が難しくなる。当該設備は老朽化により劣化が進んでいるため早期の更新が必要であり，万が一装置故障が発生した場合，列車運行に支障を来す恐れがある。  
また，本工事後に信号保安設備全体の更新を実施予定であるが，信号電源設備更新後でないと施工できないため，信号保安設備の更新計画全体が遅れてしまう。  
以上のことから，早急に本工事を行う必要があるため，随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由

本件については、一般競争入札を実施した結果、上記業者ほか1者の応札があり、上記業者が最低価格であったが、2者とも予定価格を超過し入札不成立となった。規定に則り、翌営業日に再度入札を実施したところ、上記業者のみ応札があったが、再度予定価格を超過していたため入札不成立となった。

今後、改めて再度入札を実施するに当たっても、工事内容及び入札方法（予定価格事後公表）は変わらないため、上記業者以外の入札参加者を見込むことは難しく、再度入札が不成立となる可能性が高いことから、当初入札において最低価格での入札を行った上記業者を選定した。

## 11 その他